

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱の制定について(例規通達)

(平成3年3月29日)

(栃交企第2号・栃交指第1号・栃交規第1号・板運免第10号栃木県警察本部長通達)

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の29及び法第108条の30の規定に基づく地域交通安全活動推進委員制度の運営について、別添のとおり地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱(以下「要綱」という。)を制定し、平成3年3月29日から実施することとしたから、下記事項に留意し、適正かつ効果的に運営されたい。

記

1 地域交通安全活動推進委員

(1) 活動区域

地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)は、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)第3条の規定により、活動区域内の地域につき、その活動を行うものとされているが、これは、当該区域における交通の安全と円滑に資するための活動であれば、地理的に当該区域外の地域においても、その活動を行うことができるとして趣旨である。この場合において、当該区域の協議会は、管轄する警察署長(以下「署長」という。)に報告するとともに、当該区域外の地域の協議会と連絡調整を図ることとし、また、報告を受けた署長は、推進委員が活動しようとする区域を管轄する署長に対し、事前に連絡することが必要である。

(2) 活動上の注意等の指導

推進委員の遵守事項の指導に当たっての留意点は、次のとおりである。

- ア 署長は、推進委員が、平素から住民の意見と要望を踏まえた活動を行うよう留意するとともに、推進委員の活動に批判的な意見等についても、虚心坦懐に活動の在り方を省みるなど、誠実に対応するよう指導すること。
- イ 署長は、推進委員が法律上特別な権限を認められておらず、地域住民の理解と協力の下にその活動を行うべきであって、いやしくも、強制にわたるなど他人の正当な権利及び自由を侵害するようなことのないように留意するよう指導すること。
- ウ 特別職に属する地方公務員たる推進委員には、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する政治的行為の制限の適用はないが、署長は、規則第5条第2項について指導を徹底し、いやしくも推進委員としての活動が選挙運動等に利用されることがないように指導すること。

2 地域交通安全活動推進委員協議会

(1) 役員等

- ア 幹事のうち、会長代行者を便宜上「副会長」等と呼称することとしても差し支えないこと。
- イ 顧問、相談役等の委嘱に当たっては、実質的に地域交通安全活動推進委員協議会(以下「協議会」という。)の運営に支障が生ずることがないようにするため、その所掌事務等を定めるに当たっては、あらかじめ、署長を通じて協議せることとともに、具体的な人選に当たっては、事前に署長の意見を聞くよう指導すること。

(2) 意見の申出の内容

- 協議会が栃木県公安委員会(以下「公安委員会」という。)又は署長に申し出しができるのは、推進委員の活動に関し必要と認める意見であり、次に掲げるものがある。
- ア 推進委員に対する講習又は研修の内容、使用する資器材等推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うに当たって必要と認められる事項

イ 推進委員がその活動を通じて把握した地域における交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項

(3) 報告又は資料の提出要求の対象事項

報告又は資料の提出を求める能够なのは、業務の実施の状況、役員の選任手続の状況、会計の処理の状況等協議会の適正な運営を確保する上で必要と認められる事項全般である。

なお、この要求は、署長等が日常的な業務指導の一環として必要な報告連絡を求めることを妨げるものではない。

(4) 勧告の対象事項

勧告をする対象となる事項は、業務の実施の方法の改善、役員の選任手続の改善、役員の解任、会計の処理の改善等協議会の運営全般の改善である。

なお、この勧告は、署長等が協議会に対し、日常的な業務指導をすることを妨げるものではない。

(5) その他

ア 地区交通安全協会等との連携

協議会の運営に当たっては、地区交通安全協会等との関係に十分配意すること。

イ 協議会の内規

協議会の定める内規のうち、推進委員の担当する地区又は事項の定めに関する事項、役員の選任及び解任に関する事項、相談役等の委嘱及び解職に関する事項、公安委員会又は署長に対して申し出る意見の決定に関する事項その他重要と認められる事項については、署長と事前協議をさせるなど、必要な指導を行うこと。

別添

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱

第1 総則

1 趣旨

この要綱は、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する規程(平成3年栃木県公安委員会規程第1号。以下「規程」という。)に基づき、地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)の活動及び地域交通安全活動推進委員協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 推進委員

1 推進委員の委嘱

(1) 警察署長の推薦

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の29に規定する協議会が組織される区域を管轄する警察署長(以下「署長」という。)は、推進委員として適任と認められる者を推薦する場合は、「地域交通安全活動推進委員推薦書」(別記様式第1号)により、交通企画課長を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に上申するものとする。

(2) 公安委員会への上申

本部長は、(1)により署長から推薦された者について、規程第2条に定める地域交通安全活動推進委員委嘱上申書により、栃木県公安委員会(以下「公安委員会」という。)へ委嘱の上申を行うものとする。

(3) 委嘱状の交付

推進委員の委嘱は、署長を経由して規程第2条に定める委嘱状を交付するものとする。

(4) 周知等

ア 交通企画課長は、推進委員が委嘱されたときは、推進委員の氏名等について周知の手続きを探るものとする。

イ 署長は、管轄区域内の推進委員の氏名等について、警察署の掲示板への掲示その他地域住民に周知徹底させるための方策を講じるものとする。

2 人員

協議会が組織される区域の推進委員の人員は、別表のとおりとする。

3 任期

- (1) 推進委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 署長は、推進委員に欠員が生じたときは、1の(1)の手続きにより、速やかに後任者を推薦するものとする。
- (3) (2)の推薦に基づき推進委員に委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 活動区域

(1) 原則

推進委員の活動区域は、原則として協議会が組織される区域とする。ただし、活動区域以外の地域において、法第108条の29第2項の活動を行う場合においては、口頭又は文書により、その所属する協議会を通じ、あらかじめ当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長に届出をするものとする。

(2) 特例

協議会は、他の協議会からその所属する推進委員の応援派遣の要請を受けた場合には、応援派遣することとなる推進委員の同意を得、かつ、当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長に届出をし、期間及び活動する地域を定めて、その所属する推進委員を当該要請をした協議会に応援派遣ができるものとする。この場合においては、当該推進委員は、(1)にかかわらず、定められた期間及び地域内において、その活動を行うことができるものとする。

5 活動内容及び方法

法第108条の29第2項第1号及び第2号並びに地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)第4号に定める推進委員の活動については、次に定めるところによるものとする。

(1) 活動内容

ア 適正な交通の方法及び交通事故防止についての住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育(法第108条の29第2項第1号)

(ア) 地域の高齢者に対する交通安全教育

(イ) 活動区域内の幼児・児童の保護者に対する交通安全教育

(ウ) 警察、交通安全協会等が実施する交通安全教育に講師として参加し、地域において道路を安全に通行するために留意すべき事項等を指導すること。

(エ) 警察、栃木県交通安全活動推進センター(以下「県センター」という。)等から講師を招き、これらの講師とともに活動区域内の住民に対して交通安全教育を実施すること。

イ 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進(法第108条の29第2項第2号)

(ア) 違法駐車追放キャンペーンを行うなど駐車問題等に関する住民運動の盛上げを図る活動

(イ) 地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策等の必要性について理解を深めるための広報啓発活動

(ウ) 適正な車両の駐車に資するための情報を提供する活動

ウ 第1号に該当するもの(広報・啓発活動)(法第108条の29第2項第2号に掲げるものを除く。)

(ア) 交通問題に関する住民運動の盛り上げを図る活動

(イ) 交通対策の必要性について理解を深めるための広報啓発活動

(ウ) 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供する活動

エ 第2号に該当するもの(協力要請活動)

(ア) 自治会、町内会に対する働き掛け

(イ) 行事主催者等に対する自主的な交通対策の働き掛け

(ウ) 建設関係者等に対する自主的交通安全対策など先行対策の働き掛け

(エ) 企業、商店等に対する自主的交通安全対策の働き掛け

オ 第3号に該当するもの(相談活動)

(ア) 推進委員が共同で住民の交通相談に応じる活動

(イ) 推進委員が個々に住民の交通相談に応じる活動

カ 第4号に該当するもの(協力援助活動)

(ア) 交通安全運動等に対する協力援助活動

(イ) 自主的な交通対策に対する協力援助活動

キ 第5号に該当するもの(実地調査活動)

(ア) 相談者に適切な助言をするため、必要な調査活動

(イ) 地域の交通上の問題点についての調査活動

(2) 活動方法等

ア 推進委員は、各活動とも単独又は共同して行うものとする。ただし、強力要請活動のうち、違法行為を防止するため必要な措置を講ずることを要請することを内容とするものは、原則として、共同して行うものとする。

イ 活動の分担

推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等については、各協議会の定めるところによるものとする。

ウ 活動の対象の範囲

法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動は、地域における交通の安全と円滑に資するための活動に限られるものであり、それ以外は含まれない。

道路に関する工事においても、交通の安全と円滑に資するために必要な事項に関する要請活動等はできるが、道路の占用物件の保全に必要な事項などの交通の安全と円滑とは関係のない事項に關し指示、注意等はできない。

(3) 活動記録

署長は、推進委員が地域において活動したときは、「地域交通安全活動推進委員活動記録簿」(別記様式第2号)により、その活動内容を明らかにさせておかなければならぬ。

6 活動上の注意

署長は、推進委員に対し、次の事項を遵守するよう十分指導するとともに、推進委員がこれに違反したと認められるときは、当該推進委員を解職すべき場合を除き、個別に必要な注意等を行うものとする。

(1) 住民に対して行う交通安全教育を、交通安全教育指針に従って行うこと(法第108条の29第3項)。

(2) 関係地域の住民の意見と要望を十分に尊重するよう努めること(規則第5条第1項前段)。

(3) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないよう留意すること(規則第5条第1項後段)。

(4) 政党又は政治目的のためにその地位を利用しないこと(規則第5条第2項)。

7 身分証明書等の貸与

(1) 推進委員には、規則第6条に定める身分証明書及び規則第7条に定める標章並びに地域交通安全活動推進委員手帳(別記様式第3号)及び地域交通安全活動推進委員腕章(別記様式第4号)を貸与するものとする。

(2) 身分証明書等の貸与品は、推進委員がその身分を失ったときは、これを確實に返納させるものとする。

8 講習

(1) 交通企画課長及び署長は、推進委員に適正かつ効果的な活動を行わせるため、規則第8条に定める委嘱時の講習に関する事務を行うほか、随時次の事項について講習を行うものとする。

ア 推進委員の任務及び心構え

イ 推進委員の活動要領

ウ 県内及び管内の交通実態

エ 道路交通法令の基礎的知識

オ 交通安全教育の実施要領

カ その他必要な知識

(2) (1)の委嘱時の講習を修了したときは、推進委員に対し規程第4条第3項に定める委嘱時講習修了証を交付するものとする。

(3) 講習の基準、内容、留意事項等については、別に定めるところによる。

9 指導

(1) 交通企画課長及び署長は、推進委員の職務に関する必要な事項を指導するものとする。

- (2) 指導は、次の方法により行うこととする。
- ア 講習及び県センターの行う研修において指導すること。
 - イ 必要に応じて協議会の会長等を招致して指導すること。
 - ウ 必要に応じて文書を各推進委員に配布し、指導すること。
 - エ 警察職員に隨時巡回指導をさせること。
 - オ 職務怠慢、遵守事項違反等の問題のある推進委員に対して、個別に指導すること。
- (3) 署長が(2)の指導を行った場合は、その状況について地域交通安全活動推進委員に対する指導実施結果報告書(別記様式第5号)により、交通企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

10 委員の解嘱等

(1) 解嘱

- ア 署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号の解嘱事由に該当すると認めるときは、解嘱事由に該当する事実を明らかにして、地域交通安全活動推進委員解嘱上申書(別記様式第6号)により、速やかに交通企画課長を経由して本部長に上申するものとする。
- イ 本部長は、アの解嘱上申を受理したときは、速やかにその事実の有無を調査し、解嘱事由に該当すると認められるときは、規程第6条に定める解嘱上申書により公安委員会に対し解嘱の上申をするものとする。
- ウ 弁明の機会の供与は、栃木県公安委員会聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則(昭和42年栃木県公安委員会規則第14号)により、行うものとする。
- エ 本部長は、公安委員会が推進委員を解嘱したときは、署長を経由して規程第6条に定める解嘱通知書を当該推進委員に交付するものとする。
- オ 公安委員会が推進委員を解嘱したときは、第2の1の(4)に準じて、地域住民に対する周知等適切な措置を探るものとする。

(2) 辞職

- ア 推進委員が辞職の申し出をするときは、規程第8条に定める地域交通安全活動推進委員辞職申出書により、署長を経由して公安委員会に申し出るものとする。
- イ 推進委員からの辞職の申し出により公安委員会がこれを承認したときは、署長を経由して規程第8条に定める承認書を交付し、第2の1の(4)に準じて処理するものとする。

11 運用上の留意事項

署長は、推進委員の運用について、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 推進委員の活動は、規則第4条各号に規定する事項に限定されるものであり、その活動は何らの強制力を伴わず、また、交通違反等を摘発するものではないこと。
- (2) 推進委員の活動実態を把握するとともに、協力要請をする場合には、管内の実態に応じて、弾力的かつ効果的に運用すること。

第3 協議会

1 設置区域

協議会は、警察署の管轄区域ごとに組織する。

2 役員等

規則第11条第1項に基づき、協議会に次の役員等を置くものとする。

(1) 会長

- ア 会長は、推進委員の互選により選出し、協議会を代表する。
- イ 会長は、必要により協議会を開催する。

(2) 幹事

- 幹事は、各協議会の定数の3分の1を超えない数を上限として推進委員の互選により選出し、会長を補佐する。

(3) 会長代行者の指定

- ア 会長は、あらかじめ幹事のうちから会長代行者を1名指名しておくものとする。
- イ 会長代行者は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

(4) 顧問等

- ア 協議会に、顧問、相談役等若干名を置くことができる。
- イ 会長は、署長に協議の上、協議会に係る区域内に居住し、又は勤務する有識者の

中から、顧問、相談役等を委嘱するものとする。

ウ 顧問、相談役等は、協議会の運営に関して意見を述べることができる。

3 任期

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 推進委員は、任期満了、解嘱、辞職等によりその身分を失したときは、役員の身分も失うものとする。

4 事業

協議会は、推進委員が地域における活動について能率的にその任務を遂行できるよう、法第108条の30第2項及び規則第12条に掲げる事業の運営を行うものとする。

- (1) 推進委員の活動の方針を定めること(法第108条の30第2項)
- (2) 推進委員相互の連絡及び調整を行うこと(法第108条の30第2項)
- (3) 推進委員の活動に関し、警察機関その他の関係行政機関、県センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡又は調整に当たること(規則第12条第1号)
- (4) 推進委員の活動に必要な資料及び情報を集めること(規則第12条第2号)
- (5) 推進委員の活動について広報宣伝をすること(規則第12条第3号)
- (6) 推進委員がその活動を行うに当たって使用する資器材を管理すること(規則第12条第4号)

5 意見の申出に対する措置

- (1) 法第108条の30第3項の規定による協議会からの意見の申出は、公安委員会に対するものにあっては規程第9条に定める意見書、署長に対するものにあっては地域交通安全活動に関する意見書(別記様式第7号)により、行うものとする。
- (2) 署長は、(1)による意見申出を受理したときは、その内容を速やかに検討し、
ア 署長に対する意見申出については、その検討結果を意見申出に対する回答書(別記様式第8号)により協議会に回答する
イ 公安委員会に対する意見申出については、公安委員会に対する地域交通安全活動推進委員協議会意見申出受理報告書(別言乙様式第9号)により署長の意見を付し、交通企画課長を経由して本部長に報告するものとする。
なお、署長に対する意見申出に対する回答結果については、その都度、交通企画課長を経由して本部長に報告すること。
- (3) 公安委員会は、公安委員会に対する意見申出の検討結果のうち回答を必要とするものについては、規程第9条に定める回答書により署長を経由して行うものとする。

6 報告又は資料の提出要求

- (1) 署長は、協議会の適正な運営を確保するため、協議会に対し規則第14条に基づく報告又は資料の提出を求める必要があると思料される事案があるときは、速やかにその旨を交通企画課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (2) 本部長は、(1)の報告を受け、報告又は資料の提出を求める必要があると認めたときは、署長に対し、詳細な報告を求めるものとする。
- (3) 署長は、(2)の求めに応じて必要な事項を調査し、規程第10条に定める地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告及び資料の提出要求上申書により、交通企画課長を経由して公安委員会に上申するものとする。
- (4) 署長は、公安委員会の決定に基づき、規程第10条に定める報告・資料の提出要求書により、報告又は資料の提出要求を行うものとする。

7 助言

- (1) 署長は、規則第15条に基づく助言をする必要があると思料される事案があるときは、速やかにその旨を交通企画課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (2) 本部長は、(1)の報告を受け、助言をする必要があると認めたときは、署長に対し、詳細な報告を求めるものとする。
- (3) 署長は、(2)の求めに応じて必要な事項を調査し、規程第11条に定める地域交通安全活動推進委員協議会に対する助言上申書により、交通企画課長を経由して公安委員会に助言を上申するものとする。
- (4) 署長は、公安委員会の決定に基づき、規程第11条に定める助言書により、助言を行うものとする。

8 助言及び指導

署長は、協議会の運営が適正に行われるよう助言及び指導を行わなければならない。

9 事務所等

署長は、協議会の事務所、協議会の会議の開催等について、可能な限り便宜を図るよう努めるものとする。

第4 雜則

1 報告

- (1) 署長は、協議会の設置、役員の選任・変更等推進委員制度の運営上必要なことについて、その都度、交通企画課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (2) 署長は、推進委員の活動結果について各推進委員から報告を求めることができる。この場合において、委員の報告は、地域交通安全活動推進委員活動記録簿の提出をもつて代えることができる。
- (3) 署長は、推進委員の活動に関し、重要特異な事案が発生したときは、直ちに交通企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。
- (4) 署長は、委員の月間活動結果について翌月5日までに地域交通安全活動推進委員活動状況報告書(別記様式第10号)により、交通企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

2 連絡

推進委員は、その活動に当たって、必要な事項を事前及び事後に管轄警察署の警察職員に速やかに連絡するものとする。

3 警察職員の協力

警察職員は、推進委員と常に密接な連絡を保持するとともに、その活動に当たっては、積極的に協力するものとする。

4 公務災害補償

推進委員として活動中に受けた災害については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」(昭和42年栃木県条例第30号)を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年3月29日から実施する。

附 則(平10.10.1栃交企第6号)

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

別表

協議会別推進委員数

| 協議会組織区域 | 推進委員数 |
|------------|-------|
| 宇都宮中央警察署管内 | 30人 |
| 宇都宮東警察署管内 | 28人 |
| 宇都宮南警察署管内 | 20人 |
| 小山警察署管内 | 27人 |
| 足利警察署管内 | 26人 |
| 栃木警察署管内 | 26人 |
| 那須塩原警察署管内 | 17人 |
| 佐野警察署管内 | 20人 |
| 鹿沼警察署管内 | 17人 |
| 真岡警察署管内 | 17人 |
| 下野警察署管内 | 8人 |
| 大田原警察署管内 | 11人 |
| 今市警察署管内 | 10人 |
| さくら警察署管内 | 9人 |
| 矢板警察署管内 | 7人 |
| 日光警察署管内 | 11人 |
| 那須烏山警察署管内 | 4人 |
| 茂木警察署管内 | 3人 |
| 那珂川警察署管内 | 3人 |
| 藤岡警察署管内 | 3人 |
| 合 計 | 297人 |